

# \*施策の推進体制\*

## 1 市民等の意見反映のための体制

被保険者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市高齢者施策推進会議」では、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

また、計画の策定にあたっても、委員からの意見を聞くとともに、市民からの意見を募集し、計画への反映について審議しています。

## 2 施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取組み、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として、健康福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、この計画で示した施策について、府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っています。

計画の進捗状況は大阪市高齢者施策推進会議へ報告し、委員の意見などを踏まえ、効果的・効率的な高齢者施策の推進につなげます。

また、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」や「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、適正な運営の確保に努めています。

## 3 研究・検討体制の整備

この計画においては、様々な課題についての研究・検討が求められており、引き続き、必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態把握のための調査・分析等を行うとともに、大阪市立弘済院などの医療機関や大阪市立大学などの研究機関の協力を得て、課題の解決に向けた研究・検討を行います。